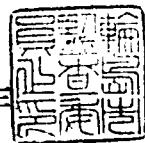


輪島市監査公表第42号

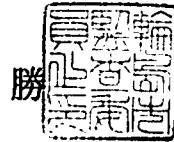
平成24年11月29日付発監査第202号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成24年12月19日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝





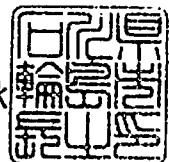
発 監 第 1 3 8 号

平成 24 年 12 月 13 日

輪島市監査委員 湊 良作 様

輪島市監査委員 中山 勝 様

輪島市長 梶 文 秋



### 定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

監理課

監査執行年月日

平成24年11月16日

監査の結果	措置の内容	措置状況
①市有土地貸付料の滞納額について  不況の要因もあり、直近年度において多額の滞納額が発生している。不納欠損も視野に入れて、滞納額削減に向けての対策を示していただきたい。	<p>長期滞納者に対しては、文書通知や電話、さらに訪問でのお願いも行っているところですが、一部の分割納付者を除き、滞納額が年々増加している現状です。</p> <p>滞納者の中には生活保護受給者となったものもあり、今後、不納欠損も視野に入れ、滞納者の現況を再度調査するとともに、実効性のある回収計画を立て、滞納額削減に取り組みます。</p> <p>また、現年度分においても滞納整理システムを利用し、税務課とも連携しながら徴収を強化し、新たな滞納が増えないよう努めます。</p>	措置済